資料３

薬害教育に関する本年度及び来年度の取組について

（本年度の取組）

１．実践事例の周知について

○　平成 30 年６月、『薬害を学ぼう』、視聴覚教材『指導の手引き』、『指導の手引き（簡略版）』とともに、平成 29 年度に実施された薬害に関する授業の実践事例集を配布。「薬害を学ぼう」のサイトにも授業の実践事例を掲載した。

２．教科書会社向け説明会の実施について

○　平成 30 年７月 25 日、厚生労働省において教科書会社向けの説明会を実施。説明内容については、別添１を参照。

○　教科書会社の参加状況は以下のとおり。

中学公民７社中２社、高校公民８社中２社、中学保健４社中２社、高校保健２社中２社、中学道徳８社中４社

３．実施率向上に向けた取組について

○　本年度は、教材の見本とともに送付したモデル授業実施校募集のチラシを見た３校から連絡があり、モデル授業の実施につながった。本年２月に教材の見本を送付した際も、モデル授業実施校募集のチラシ（別添２）を同封した。

○　教員を対象に行う研修会等について、６月に教材を送付する際の教育委員会向け事務連絡に記載するとともに、２自治体に個別に相談を行った。しかし、残念ながら、研修会の実施にはつながらなかった。

４．継続して薬害に関する授業が行われている例について

○　以下の学校から、昨年度に引き続き、本年度も薬害に関する授業を実施したとのご連絡をいただいた。

・　筑波大学付属中学校

薬害のない社会にするために、国、製薬会社、病院・薬局及び国民・消費者が果たすべき役割を考える授業を実施。

・　尼崎小田高等学校

栗原委員による講演を実施。

・　東海大学付属大阪仰星高等学校

花井委員による講演を実施

（来年度の取組）

１．教材関係

○　学校アンケートや授業を実践いただいた先生から、編集可能な教材がある方が使いやすいとの意見をいただいたことから、来年度の教材発送の際に向けて対応を検討したい。

２．実践事例の周知について

○　本年度に実施された実践事例についても「薬害を学ぼう」のサイトに掲載し、教材の発送時に実践事例集を配布する予定。本年度配布した実践事例集に、今回の資料２をもとに作成する実践事例を追加することとしたい。

３．実施率向上に向けた取組について

○　教員向け研修会の開催について、アプローチ方法も含めて検討を進める。

別添１

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

薬害を学び 再発を防止するための 教育について

平成30年７月25日

1 薬害について

（１）「主作用」と「副作用」とは

風邪薬を飲んだら・・・

体調が良くなった → **主作用**

眠くなった → **副作用**

【プラス情報】
・全ての薬には「主作用」と「副作用」があり、主作用と副作用のバランスで考えることで薬の有効性や安全性を評価する。
　主作用：病気を治療したり、症状を軽くしたりする働き
　副作用：本来の目的以外の働き
・副作用の危険は、自分に合った薬を正しく使うことで減らすことができるものの、予想できない副作用が出ることがあるので注意が必要である。
・また、抗がん剤のように、一般の医薬品に比べて、重篤な副作用が発生する危険性が高く、その危険性が予期されている場合も多いことから、厳密な使用が求められるものもある。

※「「薬害を学ぼう」指導の手引き」及び視聴覚教材を元に作成

1 薬害について

（２）薬害とは

事例①　キノホルム製剤によるスモンの発生
・1960年代、キノホルムの入った整腸剤を飲んだ人に、全身のしびれ、痛み、視力障害などが起こりました。当初は伝染病が疑われ、原因究明が遅れたため、1万人を超える人が被害にあったと言われています。
・当時、世界各国で　キノホルムの危険性に関する警告がなされていましたが、**製薬会社は「安全な整腸薬」として販売**し、**医師はそれを疑うことなく患者に処方**し、**国も安全性の審査が十分になされず**、未曾有の被害を起こしてしまったのです。

事例②　サリドマイドによる胎児の障害
・1960年前後に睡眠薬や胃腸薬として販売された薬です。はじめは西ドイツで販売され、日本でも「妊婦や小児が安心して飲める安全無害な薬」をキャッチフレーズに販売されていました。
・ところが、この薬を妊娠初期に服用した母親から、手や足、耳（聴力）、内臓などに障害のある子どもが次々と誕生したのです。これに気づいた西ドイツの医師がサリドマイドの危険性を警告し、欧州各地ではすぐに薬の販売中止と回収が行われました。しかし、**日本で薬の販売中止が発表されたのは警告後10ヶ月も経った後**となり、被害が拡大したのです。

※「「薬害を学ぼう」指導の手引き」を元に作成

1 薬害について

（２）薬害とは

事例③　血液製剤によるＨＩＶ感染
・主に血友病（出血時に血が止まりにくい病気）の患者が止血・出血予防の薬として使用していた非加熱血液製剤にＨＩＶが含まれていたため、多くの血友病患者がＨＩＶに感染しました。
・**製薬企業は薬の危険性を知りながら販売を続け**、**国はＨＩＶ感染防止の有効な対策を取らなかった**ことで被害が拡大しました。

事例④　血液製剤によるＣ型肝炎ウイルス感染
・出産や手術の際に、止血剤として使用された血液製剤にＣ型肝炎ウイルスが入っていたため、多くの人がウイルスに感染し、慢性肝炎や肝がんなどの病気になりました。
・**製薬企業の製造責任**は重く、**国は甚大な被害の発生、拡大を防止できませんでした**。

→ 単なる副作用とは異なり、薬の安全性を守るために関係者が担うべき役割がきちんと果たされていなかったために起きてしまった

※「「薬害を学ぼう」指導の手引き」を元に作成

2 薬害に関する教育の経緯

①「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（最終提言）」抜粋
（平成22年4月28日　薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会）

「**薬害事件や健康被害の防止**のためには、専門教育としてだけではなく、**初等中等教育において薬害を学ぶ**ことで、医薬品との関わり方を教育する方策を検討する必要があるほか、消費者教育の観点から、生涯学習として薬害を学ぶことについても検討する必要がある。」

2 薬害に関する教育の経緯

②全国薬害被害者団体連絡協議会から文部科学大臣への「要望書」抜粋　（平成22年8月24日）

「私たちは、**子どもたちを薬害の被害者にも加害者にもしたくない**という思いから、小学校・中学校・高等学校の教育の中で、薬害の歴史を学ぶと共に薬害再発防止に寄与する教育の充実を求めてきました。
　子供たちの将来を考えると、(1)医薬品は正しく使用しても副作用が起こりうること、(2)重篤な副作用被害が生じた場合の対処方法や救済制度の内容、(3)産官学の不作為等によって、医薬品による悲惨な薬害が繰り返されてきた歴史があること、等の教育が必要であると考えます」

2 薬害に関する教育の経緯

③薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会
○平成22年７月～　薬害を学ぶことにより、その被害や社会的影響等に関する理解を深め、再発防止を考えることを目的とする中学生用教材の在り方について検討。

○メンバー（組織・役職名は平成30年3月13日現在）

衛藤　隆	東京大学名誉教授　（座長）	館　潤二	大正大学人間学部教育人間学科教授
大平　勝美	社会福祉法人はばたき福祉事業団理事長	手嶋　和美	薬害肝炎訴訟原告団
倉田　雅子	納得して医療を選ぶ会事務局長	花井　十伍	ＮＰＯ法人ネットワーク医療と人権理事
栗原　敦	ＭＭＲ被害児を救援する会事務局長	藤原　昭雄	一般社団法人くすりの適正使用協議会副理事長
高橋　寛	岩手医科大学薬学部地域医療薬学講座教授	望月　眞弓	慶應義塾大学薬学部教授
高橋　浩之	国立大学法人千葉大学教育学部教授	矢倉　七美子	ＮＰＯ法人京都スモンの会理事長

※文部科学省初等中等教育局教育課程課及び健康教育・食育課も参加

2 薬害に関する教育の経緯

③薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会
○平成22年10月18日「教材の基本的な方向性について」をとりまとめ。
⇒**「薬害を学ぶことのねらい」**を整理
・義務教育の場面において、　二度と薬害を起こさないためにどのようにすれば良いかということについて、**子どもたちが考えるきっかけ**を提供する
・より具体的には、子どもたちが薬害に**関心を持つ**こと、**子どもたちなりに知る**こと、**自分なりに考えてみる**こと、ができるようにする

3 教材等

（１）パンフレット「薬害を学ぼう」

【コンセプト】
①薬害を**知り**、
②被害に遭った方々の**声を聴き**、
③薬害発生の**プロセスを学び**、
④薬害が起こらない**社会の仕組みを考える**

～平成29年度教師向けアンケートへの回答より～
「実体験者の声を聞けるという点やなぜ起こってしまったのか、これからどういう対応が今の私たちにできるかなどを生徒に考えさせるために授業教材として活用させていただきました。単なる用語の知識としてでなく、より深く理解できたように感じました。」

3 教材等

（１）パンフレット「薬害を学ぼう」【ｐ１，２】

「薬害ってなんだろう？」学習のポイント

①　薬害の歴史を知る
ex) ワクチンや胃腸薬、解熱剤など自分たちにも身近なものが原因薬に含まれる

②　副作用との違いに注目しながら、薬害発生の共通点を考える
ex) 薬の安全性を守るために関係者（国、製薬企業、医療機関等）が担うべき役割がきちんと果たされていなかった

3 教材等

（１）パンフレット「薬害を学ぼう」【ｐ３，４】

「被害者の声を聴いてみよう」学習のポイント

①どのようなことに苦しんできたのか整理
ex) 自分や家族の死・病気・障害による身体的・精神的苦痛
　病気をめぐる偏見や差別

②薬害をどう考えているのか、まとめる
ex) 国、製薬企業等がきちんと対応していれば防げたのではないか
　偏見や差別のない社会になってほしい
　薬害を繰り返さないでほしい

3 教材等

（１）パンフレット「薬害を学ぼう」【ｐ５，６（上）】

「なぜ薬害は起こったのだろう？」学習のポイント

⇒**スモン、サリドマイドが題材**
①国、製薬会社、医療従事者は何をすべきだったのか考える
ex) 安全性に関する十分な確認・審査
　速やかな販売停止・回収（の指示）

②どのような制度ができたか調べる
ex) 薬の副作用で被害を受けた人を救済する制度、胎児への影響の確認（動物実験）の義務づけ

3 教材等

（1）パンフレット「薬害を学ぼう」【ｐ５，６（下）】

「どうすれば薬害が起こらない社会になるのだろう？」

学習のポイント

○**私たちの社会の仕組みがどのように働けばよいのか説明する**

⇒国、製薬会社、医療従事者・薬局、消費者が薬の副作用や安全性に関する情報を共有し、それぞれの役割を果たす

指導上のポイント

☞ 薬の使用者にも果たすべき役割（薬に関心を持つ、副作用などにより心身に異常が生じた場合には情報を発信する）がある

3 教材等

（1）パンフレット「薬害を学ぼう」【裏表紙】

「薬害が起こらない社会を目指して私たちにできること」

学習のポイント

○**薬害の起こらない社会にするために、次の３点を考える。**

- **関係者は具体的に何をすべきか**
- **消費者の立場からどのような情報を発信すればよいか**
- **今の社会の仕組みの中で改善すべき点はないか**

3 教材等

（2）「薬害を学ぼう　指導の手引き」、「簡略版」

- 中学校社会科（公民的分野）における「消費者の保護」に関連
- 授業の流れの一例（50分）を紹介。指導上のポイント、プラス情報、用語解説も掲載。
- パンフレットの内容と指導上のポイント等を一緒に見られる「簡略版」も用意

～平成29年度教師向けアンケートへの回答より～

「**指導案の流れや学習のポイントが示されているので分かりやすい。プラス情報もあり参考になった。**」

「**教材研究の時間がとれない中「指導の手引き」は大変役に立ちました。特に「簡略版」を使用しましたが「用語解説」「プラス情報」が大変役に立ちました。**」

3 教材等

（3）視聴覚教材

- パンフレット「薬害を学ぼう」の補助教材として位置づけ
- 全体で２８分。全編再生だけでなく、チャプターごと、お話しされている被害者の方ごとの再生も可能

～平成29年度教師向けアンケートへの回答より～

「**生徒の顔が上がるので、説明もしやすく助かります。イメージをしやすいようで、利用させてもらいます。**」

「**テキストのみでなく視聴覚でよりインパクトを与えるように使用する。**」

3 教材等

（4）薬害に関する授業　実践事例集

- 平成30年度から新たに配布
- 平成29年度に授業の実践に協力いただいた学校の授業概要、生徒の感想、指導案等を掲載
- 中学校社会科（公民的分野）２校、高校公民科現代社会２校を含む６校の事例を掲載

4 授業の実施状況など

○「薬害を学ぼう」の授業での使用（予定を含む）状況

（平成29年度中学校教師向けアンケート）

①取り上げた教科

- 社会科・・・・・・・・５９．３%
- 保健体育科・・・・・・３４．３%
- 総合的な学習の時間・・　４．４%
- その他・・・・・・・・　４．３%

②取り上げた単元

- 人権・・・・・・・・・４４．０%
- 消費者の保護・・・・・１４．９%
- 公害・・・・・・・・・１３．９%
- 医薬品の適正使用・・・２２．６%
- エイズ・感染症の予防・１２．８%
- 薬物乱用・・・・・・・２１．２%
- その他・・・・・・・・　３．０%

※パンフレットに同封したアンケートに回答があった学校1,268校のうち、
・授業で使用予定　528校（41.6%）
・配布（予定）　656校（51.7%）
・使用・配布予定なし 75校（5.9%）

4 授業の実施状況など

○授業を受けた生徒の感想（実践事例集掲載）

①中学生

－（印象に残ったのは、視聴覚教材で）**実際に薬害で被害を受けた方々の話**を通して、薬害の辛さを知ることができたところ。【社会科公民的分野】

－「薬害」と聞くと今までは「製薬企業のミス」と思っていたが、**政府や国も関わっていると知って、他人事ではない**と強く思った。【社会科公民的分野】

－薬害のことは**きいたこともなかったけど**、この授業で知って、**苦しんでいる人がいる**こともわかってよかった。【総合的な学習の時間（被害者講演）】

②高校生

－今まであまり目を通していなかった**医薬品の取り扱い説明書を、次からはよく読んでみよう、という意識を持つことができた**こと。【公民科現代社会】

－たった一つの薬のせいで、苦しんだ人がたくさんいて、治せないなんて変だなと思いました。被害者が出る前にこうなることを分かっていれば防げたのに、**差別や他の人からの嫌な視線を感じて生きてきたのは本当に辛いこと**だと思います。**二度と同じことがないといい**と思います。【公民科現代社会】

4 授業の実施状況など

○現行学習指導要領・解説において薬害や医薬品の副作用に関する記載があり、薬害問題に関する記載がある教科書もあると承知しています。

○新学習指導要領においても、例えば高等学校学習指導要領解説で「薬害問題」について言及されています。

○本日ご紹介した教材等は、厚生労働省特設HP「薬害を学ぼう」に掲載しています。
著作関係者への配布も含め、教科書執筆にご活用ください。

URL⇒ http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html

参考 新学習指導要領の記述

○高等学校公民科　公共

高等学校学習指導要領　第３節公民　第２款第１公共（抜粋）

B　自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

ア(ｳ) 職業選択，雇用と労働問題，財政及び租税の役割，少子高齢社会における社会保障の充実・安定化，市場経済の機能と限界，金融の働き，経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む。）などに関わる現実社会の事柄や課題を基に，公正かつ自由な経済活動を行うことを通して資源の効率的な配分が図られること，市場経済システムを機能させたり国民福祉の向上に寄与したりする役割を政府などが担っていること及びより活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であることについて理解すること。

高等学校学習指導要領解説（抜粋）

その際，より活発な経済活動と個人の尊重の両立については，例えば，製品事故や**薬害問題**などを扱い，政府による適切な政策が必要であるとともに，企業にはそうした問題を生じさせないなど社会的に責任のある行動が求められていることを理解できるようにすることが大切である。また，消費者も，社会，経済，環境などに消費が与える影響を考えて商品を選択するなど，公正で持続可能な発展に貢献するような消費行動をとることが求められていることを理解できるようにすることも大切である。

参考 新学習指導要領の記述

○高等学校公民科　政治・経済

高等学校学習指導要領　第３節公民　第２款第３政治・経済（抜粋）

2　内容　A　現代日本における政治・経済の諸課題

(1)イ(ｲ) 市場経済の機能と限界，持続可能な財政及び租税の在り方，金融を通した経済活動の活性化について多面的・多角的に考察，構想し，表現すること。

3　内容の取扱い

(2)ウ(ｷ) (1)のイの(ｲ)の「市場経済の機能と限界」については，市場経済の効率性とともに，市場の失敗の補完の観点から，公害防止と環境保全，消費者に関する問題も扱うこと。

高等学校学習指導要領解説（抜粋）

なお，「市場経済の効率性とともに，市場の失敗の補完の観点から，公害防止と環境保全，消費者に関する問題も扱うこと」(内容の取扱い)が必要である。

その際，例えば，公害防止と環境保全に関する問題については，外部不経済についての理解を基に，外部不経済の内部化の方法を多面的・多角的に考察，構想し，表現できるようにするなど指導を工夫することが考えられる。消費者に関する問題については，家計，企業，政府間の情報格差という情報の非対称性についての理解を基に，製品事故や**薬害問題**などを扱い，政府や企業の責任に触れるようにすることに加え，消費者も自らの利益の擁護及び増進のために自立した消費者になるとともに，個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を尊重しつつ，自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して，公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画することが期待されていることや，どのような消費者行政が行われているのかということについて関心をもつことができるよう指導を工夫することも考えられる。

参考 新学習指導要領の記述

○高等学校保健体育科　保健

高等学校学習指導要領　第２章　第６節　保健体育

第２款　各科目　　第２　保健

2　内容

(4) 健康を支える環境づくりについて，自他や社会の課題を発見し，その解決を目指した活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　健康を支える環境づくりについて理解を深めること。

(ｳ) 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

生涯を通じて健康を保持増進するには，保健・医療制度や地域の保健所，保健センター，医療機関などを適切に活用することが必要であること。

また，医薬品は，有効性や安全性が審査されており，販売には制限があること。疾病からの回復や悪化の防止には，医薬品を正しく使用することが有効であること。

高等学校学習指導要領解説　保健体育編

(ｳ) 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

㋒　医薬品の制度とその活用

医薬品は，医療用医薬品，要指導医薬品，一般用医薬品の三つに大別され，承認制度によってその有効性や安全性が審査されており，販売に規制が設けられていることについて理解できるようにする。また，疾病からの回復や悪化の防止には，個々の医薬品の特性を理解した上で，使用法に関する注意を守り，正しく使うことが必要であることについて理解できるようにする。その際，副作用については，予期できるものと，予期することが困難なものとがあることにも触れるようにする。

参考 新学習指導要領の記述

○中学校社会科〔公民的分野〕

中学校学習指導要領　第２節社会〔公民的分野〕（抜粋）

2　内容　B　私たちと経済

(2)ア(ｳ) 社会資本の整備，公害の防止など環境の保全，少子高齢社会における社会保障の充実・安定化，消費者の保護について，それらの意義を理解すること。

中学校学習指導要領解説（抜粋）

社会資本の整備，公害の防止など環境の保全，少子高齢社会における社会保障の充実・安定化，消費者の保護について，それらの意義の理解を基に，国や地方公共団体に任せた方が効率的であったり公正であったりする問題や，市場の働きに任せたままでは解決が難しかったりする問題に関して，国や地方公共団体が果たす役割について多面的・多角的に考察，構想し，表現できるようにする。

参考

新学習指導要領の記述

○中学校保健体育科　保健分野

中学校学習指導要領　第２章　第７節　保健体育

第２　各学年の目標及び内容　〔保健分野〕

２　内容

⑴ 健康な生活と疾病の予防について，課題を発見し，その解決を目指した活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。

(ｶ) 健康の保持増進や疾病の予防のためには，個人や社会の取組が重要であり，保健・医療機関を有効に利用することが必要であること。また，医薬品は，正しく使用すること。

中学校学習指導要領解説　保健体育編

(ｶ) 健康を守る社会の取組

健康の保持増進や疾病の予防には，健康的な生活行動など個人が行う取組とともに，社会の取組が有効であることを理解できるようにする。社会の取組としては，地域には保健所，保健センターなどがあり，個人の取組として各機関が持つ機能を有効に利用する必要があることを理解できるようにする。その際，住民の健康診断や健康相談などを適宜取り上げ，健康増進や疾病予防についての地域の保健活動についても理解できるようにする。

また，心身の状態が不調である場合は，できるだけ早く医療機関で受診することが重要であることを理解できるようにする。さらに，医薬品には，主作用と副作用があること及び，使用回数，使用時間，使用量などの使用法があり，正しく使用する必要があることについて理解できるようにする。

25

別添２

本教材を使って実際に授業を実施いただける学校を募集しています！

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室では、薬害教育教材「薬害を学ぼう」、指導の手引き等を作成・配布し、生徒が薬害について学ぶ機会の拡大に取り組んでいます。

今年度に引き続き、来年度も、薬害教育のさらなる普及に向けて、本教材を使って実際に授業を実施いただける学校を募集いたします。薬害を学ぶ授業を通じて、生徒が課題を解決するために必要な思考力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うのにも役立つものと考えられますので、是非実施を御検討ください。御協力いただける場合、次のような支援を当室で行うことが可能です。

授業実施を検討いただける場合は、是非下記担当までご連絡ください。

授業実施、授業計画策定に向けた支援

・授業実施や授業計画策定に当たり、教材の内容に御不明点等がある場合、当室職員が支援いたします。当室職員が直接学校に伺って事前打合せをさせていただくことも可能です。

・御希望の場合、薬害被害者の方に実際に授業等でお話しいただく機会が持てるよう、当室が関係団体と調整いたします。

お願いしたいこと

・授業当日は当室職員や関係団体の方の見学をお認めください。

・授業を受けた生徒の皆さん及び授業を実施した先生に、当室で作成するアンケートに御回答いただきますようお願いします。

※授業の様子やアンケート集計結果、先生の感想、授業計画については、後日当室が実施する検討会で公表させてください。公表は個人が特定されないよう配慮して行います。

担当
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
飯田（内線 2719）大平 永澤(内線 2718)
電話　　03-3553-1111
FAX　　03-3501-2052
e-mail　fukutai01@mhlw.go.jp